

# 令和8年度 特別支援教育・福祉連携支援業務委託【概要仕様書】

## 1. 業務の目的

本市の現状として、発達に課題のある児童生徒に対する支援の必要性が高まる一方、教職員の特別支援に関する専門性が十分に確保されておらず、学校現場における特別支援教育の支援対応が十分とは言えない状況がある。

本業務は、福祉の療育的視点を学校に導入し、学校と療育分野の外部機関が連携して児童生徒及び学校を支援する体制の構築を目指す。これにより、学校現場における療育的支援の理解と定着を図り、特別支援教育の体制整備と質の向上を図ることを目的とする。

## 2. 委託期間

着手の日から令和9年3月10日まで

## 3. 業務内容

委託業者は、学校と療育分野の外部機関との連携体制を構築・運用するコーディネート業務を主たる業務とし、療育的視点に基づく学校全体の特別支援教育の体制整備・強化を支援するため、以下の業務を行う。

対 象 校：市内小中学校 24 校の内、市が選定した支援の必要性が高い学校（概ね 8 校予定）

支援活動期間：令和 8 年 5 月上旬～令和 9 年 2 月末

### （1）学校の質の向上

- ① 学校ごとの現状と課題に応じた特別支援に関するアセスメントの実施および支援方法の提案。
- ② アセスメントに基づき、児童生徒の理解や支援方法に関する教職員への支援並びに特別支援教育体制の整備支援。
- ③ 補助者リーダー（教育委員会の依頼により障がい福祉サービス事業所等の職員を学校現場に派遣し、福祉連携による療育的支援を行う者）及び特別支援教育補助者（以下「補助者」という。）への指導・助言。
- ④ その他、学校に対する特別支援教育に関する質の向上に向けた支援

### （2）取組の改善支援

- ① 補助者リーダーと補助者等との情報共有を目的とした連絡会の開催（学校ごと）。
- ② 管理職、特別支援教育コーディネーター、担任、関係教職員、補助者リーダー、教育委員会担当者による定例ケース会議の実施（学校ごと、原則 2 か月に 1 回）。
- ③ 教育委員会担当者と補助者リーダー等との連絡会の開催（取り組み内容、課題、改善点等の共有）。

### (3) 特別支援教育と福祉の連携促進

- ① 福祉関係機関、学校、教育委員会の連携体制構築及び連携促進。
- ② 補助者リーダーを依頼する障がい福祉サービス事業所等の推薦及び連絡体制の整備。
- ③ 関係機関による連絡会等の開催（各機関の役割・機能の理解・共有）。

### (4) 知識・技能向上

- ① 補助者リーダー、補助者への研修の企画運営。
- ② 教職員に対する特別支援教育に関する資質向上のための助言および必要に応じた研修の実施。

### (5) 活動報告・満足度調査

- ① 当該事業の活動状況を報告するとともに、実施結果の分析および課題の整理を行う（中間報告および最終報告を含む）。
- ② 当該事業の満足度および療育的視点による支援の効果・成果・定着等に関するアンケート・調査の実施、集計、分析（学校対象）。
- ③ アンケート分析結果の総括および課題整理。

## 4. 成果品の納品

### (1) 成果品

- ①最終活動報告書2部（カラー、チューブファイル）  
※中間報告書については任意の形式で提出可能とする。  
※教育委員会の要請に応じて、事業期間中に随時、進捗状況等についての報告に対応するものとする。随時報告の頻度・形式は教育委員会との協議により決定する。
- ②アンケート調査報告書2部（カラー、チューブファイル）
- ③活動報告書及びアンケート調査報告書に係るデータ  
※市担当者が指定する形式での編集可能なデータ。
- ④経費実績報告

### (2) 成果品の納品場所

沖縄市教育委員会 指導部 指導課

### (3) 成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品については本市に帰属するものとし、本市の許可なく第三者に貸与または公表してはならない。

## 5. その他

### (1) 著作権の処理

本件業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。

また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は

責任を負わない。

(2) 本業務で知り得た機密情報を第三者に漏らしてはならない。

(3) 個人情報を取扱う場合は、沖縄市個人情報保護条例及び同施行規則を遵守し、その取扱いにより個人の権利利益を侵害することがないように最大限努力すること。

(4) 受注者は、本業務の実施について疑義があるときは本市と協議することができる。ただし、企画提案内容の実施にあたっての費用は、受注者の負担とする。